| | | | |
|---|---|---|---|
| 一〇六八 | 千歳飛行場 | 千歳市 | 国有 |
| 一〇七三 | 札幌駐屯地 | 札幌市 | 国有 |
| 一〇七五 | 帯広駐屯地 | 帯広市 | 国有 |
| 二〇六二 | 仙台駐屯地 | 仙台市 | 国有 |

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 |
|---|---|---|---|
| 三〇一三 | 横田飛行場 | 福生市 | 国有 |

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 |
|---|---|---|---|
| 一〇七三 | 札幌駐屯地 | 札幌市 | 国有 |
| 三〇六七 | 横浜ノース・ドック | 横浜市 | 国有 |
| 三一八三 | 富士演習場 | 御殿場市 | 国有 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有 |
| 六〇二二 | 嘉手納弾薬庫地区 | 沖縄市、うるま市 | 国有 |
| 六〇四四 | キャンプ瑞慶覧 | 沖縄県中頭郡北谷町、北中城村 | 国有 |

| 施設番号 | 摘要 |
|---|---|
| 一〇六八 | 建物：約五〇〇平方メートル<br>平成二十一年十一月二十六日 |
| 一〇七三 | 建物：約一九〇平方メートル<br>平成二十二年二月五日 |
| 一〇七五 | 土地：約一七、〇〇〇平方メートル<br>建物：約八〇平方メートル<br>平成二十一年五月二十六日（建物）<br>平成二十二年二月四日（土地） |
| 二〇六二 | 土地：約一、四〇〇平方メートル<br>工作物：水道等<br>平成二十二年二月一日 |

| 施設番号 | 摘要 |
|---|---|
| 三〇一三 | 土地：約三〇、〇〇〇平方メートル<br>建物：約五七〇平方メートル<br>航空自衛隊が補給倉庫等建設用地及び事務室として共同使用する。<br>使用期間：当該建物については、航空自衛隊航空総隊司令部等の移転完了の日まで |
| 三〇六七 | 建物：約三九〇平方メートル<br>陸上自衛隊が事務室として共同使用する。 |
| 三一八三 | 建物：約一五〇平方メートル<br>食厨房として追加提供する。 |
| 四〇九二 | 陸上自衛隊札幌駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 六〇二二 | 工作物：射場<br>訓練施設として追加提供する。<br>陸上自衛隊東富士演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 六〇四四 | 土地：約二〇、〇〇〇平方メートル<br>飛行場用地として追加提供する。<br>建物：約二、六〇〇平方メートル<br>工作物：門等<br>ゴルフ場施設として追加提供する。<br>建物：約七、七〇〇平方メートル<br>工作物：門等<br>家族住宅等として追加提供する。 |

**○防衛省告示第三十八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第三十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第四十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十五日（予備、同月十六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第四十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年三月三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで